

令和 7 年 5 月 28 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室
パブリックコメント担当 御中

日本司法書士会連合会
会長 小 澤 吉 徳

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する
意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

- | |
|---|
| (1) 改正法の施行により、個人番号カードと同等の機能を有するカード代替電磁的記録をスマートフォンに搭載できることになったことを踏まえ、特定事業者による顧客等の本人特定事項の確認方法に、特定事業者又は顧客等に対して取引関係文書を送付する者が顧客等からスマートフォンに搭載したカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の一部の送信を受けることなどによる方法を新たに規定することとする（規則第 6 条及び第 12 条関係）。 |
|---|

【意見】

賛成する。

【理由】

個人番号カードと同等の機能を有するカード代替電磁的記録がスマートフォンに搭載できることになったことから、提案のとおりの内容における本人特定事項の確認を許容することにより、特定事業者や顧客等の負担が軽減するものと考えられる。

なお、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の一部の送信を行う方法や、地方公共団体情報システム機構の電子署名に係る電子証明書の有効性検証等について、周知が進んでいるとは言い難いことに鑑み、積極的な広報等を行うことを求める。

- | |
|--|
| (2) ハイリスク取引における確認方法について、(1)の確認方法による場合には、併せて規則第 14 条第 1 項第 2 号ロに掲げる方法による確認を行うこととする（規則第 14 条関係）。 |
|--|

【意見】

賛成する。

【理由】

規則第 14 条第 1 項第 2 号ロに掲げる方法については、いずれも信頼性の高い電子証明書が送信された場合の規定であり、カード代替電磁的記録は個人番号カードと同等の機能を有するものであるため、その信頼性は高い。そのため、規則第 14 条第 1 項第 2 号ロに掲げる方法による確認を求めることが適切であると考ええる。

(3) (1)の確認方法の新設に伴い、確認記録の作成方法についてカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報又はその写しを確認記録に添付する方法を新たに規定するとともに、確認記録の記録事項についてカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報の送信を受けた日付を新たに規定することとする（規則第 19 条及び第 20 条関係）。

【意見】

賛成する。

【理由】

特定事業者がどのような方法で確認記録を作成するかは、実務上重要な点であり、これを明記することが求められる。

なお、特定事業者における管理の観点から、電磁的記録の送受信に係る記録を残すことにより、送信を受けた日付要件を満たすよう整備することが望ましいと考える。